

病棟再編のお知らせ

鷹岡病院は病棟再編を行い、令和元年10月1日より精神科救急病棟48床、精神療養病棟103床、計151床となりました。今後とも必要な人に必要な時に最適な医療が提供できるよう努めてまいります。よろしくお願いいたします。

診療のご案内

経営主体 公益財団法人復康会
管理者 院長 高木 啓
診療科目 精神科・心療内科
病床数 151床

予約受付

初診の方は電話で予約をお取りの上、ご来院ください。「初めての受診なので、予約をしたい」とお申し出ください。予約の変更、キャンセルについても、代表電話までご相談ください。

●電話受付 午前8:30～午後5:00

診療時間（予約制）

	月	火	水	木	金	土
午前 9:00～	○	○	△	○	○	○
午後 1:30～	○	○	○	○	○	△

届出受理等

精神科救急病棟
 精神療養病棟
 精神科訪問看護、精神科デイケア（大規模）、
 精神科作業療法、精神科応急入院指定病院、
 県富士圏域精神科救急基幹病院、
 協力型臨床研修病院、認知症疾患医療センター

救急体制

当院は、富士圏域（富士、富士宮）における県精神科救急事業の基幹病院です。

救急対応の時間帯：夜間 17:00～翌8:30
 土曜に限り 昼 12:00～翌8:30
 日曜、祝日は終日

◇お問い合わせ方法

- ・他の病院、医院に通院中の方は、まず通院先にお問い合わせください。
- ・当院通院中、または初めてのの方は鷹岡病院にご連絡ください。

☎0545-71-3370（代表電話）

※救急の申し合わせ事項として、「かかりつけ医優先の原則」「身体優先の原則」により、まず他院への受診をお願いすることがあります。

◇精神科救急に関する相談は、静岡県精神科救急情報センターも受け付けています。

☎054-253-9905

（静岡県精神科救急情報センター）

精神保健福祉相談

受診や心の健康相談のある方は、精神保健福祉士がご相談をお受けします。但し、日曜、祝日はお休みです。



公益財団法人復康会

基本理念

『愛・信頼・貢献』

基本方針

- 1 人間愛に基づき、患者等の視点に立った医療を行います
- 2 法人内外の連携を深め、地域社会の医療・福祉に貢献します
- 3 働き甲斐のある職場をつくり、人材育成に努めます
- 4 健全な経営を目指します

鷹岡病院ニュースレター

第24号

令和元年
秋号



鷹岡病院

〒419-0205 静岡県富士市天間 1585
 TEL 0545-71-3370
<http://www.fukkou-kai.jp/takaoka/>

富士メンタルクリニック

〒416-0914 静岡県富士市本町 1-2-201
 TEL 0545-64-7655
<http://www.fukkou-kai.jp/fujimental/>



巻頭言

創立五十年を迎えて

院長 高木 啓

鷹岡病院は、昭和44年6月1日に、ここ富士市天間（当時は、富士郡鷹岡町）に、法人（復康会）で3番目の病院として開院しました。今年でちょうど50年が経過しました。

開院のきっかけは、「ライシャワー大使刺傷事件」でした。昭和39年3月23日の昼頃、駐日アメリカ大使のライシャワーが、大使館に向かう為に当時宿舎として使用していたビルから出た時に、突進してきた少年に右太腿を、長さ16センチのナイフで刺された事件です。ナイフは大腿動脈を切り裂き、大腿骨に達し刃先が折れました。傷は、深さ10センチ、長さ30センチに及びました。ライシャワーは、大量の輸血を受け、一命を取り留めましたが、この時の輸血が原因でC型肝炎を発症し、79歳で亡くなりました。この事件は、国際問題となり、時の池田内閣は総辞職寸前まで追い込まれましたが、ライシャワーが、事件の翌日の夕方に出した声明（「このたび多数の日本の方からご好意を寄せられまして、深く感謝しております。また日本の医師、看護師の方々の有能さとご親切にいまさらながら感動しております。世界中どこでも不幸な、心の平静を失った人びとがいることは残念ながら事実であります。昨年アメリカでも、とくに悲しむべき事例があったばかりです（ケネディ大統領が暗殺された事を指している）。このたびのささいな出来事で、私がただ一つ気にかかることは、両国間の深い友

情と心温まる関係に傷がつくと心配される方がおられるのではないかと思います。しかし、私は両国のパートナーシップはいつそう密接になり、強化されるものであると確信しております。）」で、総辞職は免れ、国家公安委員長が事件の責任を取って辞任しました。

日本のメディアは即刻、加害者が最初に疑われたような右翼組織のメンバーではないと報じました。警察は、犯人は精神科病院に入院歴のある19歳の少年（診断：統合失調症）と突き止めました。事件の翌日には、警察庁長官が衆議院で、「精神異常者は常に護衛、警護の盲点になっている。突発的に事件を起こす危険性のある精神病患者は全国で30万ちかいと言われる。何とか精神病患者を治安取締の対象に出来ないかと考えている。」と発言しています。

当時、静岡県は精神病床が人口万単位で全国都道府県のうち40何番目という状況であり、県から民間ベースによる増床の要請がありました。復康会も病院の建設を計画し、昭和39年9月に土地の買収契約を結んだものの、地区住民の反対等があり思うように進みませんでした。昭和43年9月に建設工事に着手し、突貫工事の末、翌年6月に開院の運びとなりました。

第30回 天間ふれあいの日

6月2日、第30回天間ふれあいの日を開催しました。本年も「タケノコ王」風岡直宏さんが出演、中学生ボランティアも活躍してくれました。



RUN伴 2019

9月20日、認知症の人や家族、医療福祉関係者が一緒にタスキをつなぎ、日本全国を縦断するイベントRUN伴2019の富士地区が開催されました。

当院で出発セレモニーを行い、さわやかな秋空の下、ランナーたちが駆けて行きました。



2018年7月に健康増進法の一部が改正され、望まない受動喫煙を防止する取り組みが必要となりました。2019年7月1日からは一部施設では原則として敷地内は禁煙です。

改正の基本的な考え方と当院の取り組みについてお知らせします。

1. 望まない受動喫煙をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

2. 受動喫煙による健康影響が大きい子供、患者等に特に配慮

子供など20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

3. 施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

学校・病院・児童福祉施設等・行政機関・旅客運送事業自動車・航空機は「受動喫煙による健康影響が大きい子供、患者等に特に配慮」する必要がある第一種施設となり、2019年7月1日からは敷地内禁煙となります。

※屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所に、喫煙場所を設置できます。

当院では2019年7月1日より、屋外の区切られたエリアに喫煙所を設けて対応しています。